

令和7年度下半期シュレッダーアルミ売却単価契約仕様書

- 1 品 名
シュレッダーアルミ
- 2 規 格
破砕処理
- 3 予定搬出量
約10t
なお、この値は推計であり、実際の搬出量を保証するものではない。
- 4 契約期間
令和7年10月1日から令和8年3月31日まで
- 5 搬出場所
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内
秋田市総合環境センター第2リサイクルプラザ
- 6 積込み、搬出が可能な日および時間帯
シュレッダーアルミの積込み、搬出が可能な日および時間帯は次のとおりとする。
 - (1) 積込みおよび搬出が可能な日
原則、月曜日から金曜日の平日
 - (2) 積込みおよび搬出が可能な時間
午前8時から午後4時30分まで
- 7 搬出用車両
第2リサイクルプラザ搬出装置に適合するスクラップ等運搬用ダンプとし、1回当たりの搬出量(最大約5t)に対し、1台で対応できること。また、運転する際は免許の交付を受けたものが行うこと。
- 8 計量方法
総合環境センター計量所の計量機による。
- 9 契約単位
単価契約に係るシュレッダーアルミの単位は、1t当たりとする。

10 搬出実績の報告

受注者は、シュレッダーアルミの搬出が行われた月は、担当者に搬出実績を報告するものとする。

11 提出書類

受注者は、契約締結後、最初の搬出日までに次の書類等を提出しなければならない。

- (1) 車検証の写し
- (2) その他に発注者が提出を求めた書類

12 説明会

説明会の場所は次のとおりとする。

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1 総合環境センター

説明会の日時は、入札参加申込受付日から入札参加申込締切日前日までとし、入札参加希望者で説明を希望する場合は、事前に総合環境センターに連絡すること。

13 その他

- (1) 受注者は、この契約により生じる権利または義務を第三者に譲渡してはならない。
- (2) 受注者は、搬出時に飛散防止対策をすること。
- (3) 受注者は、本搬出作業時に施設、設備に損壊等を及ぼしたときは、直ちに発注者に報告するとともに、必要な応急処置を講じ、受注者の負担で現状復旧すること。また、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ協議して定めるものとする。

14 問合せ先

秋田市総合環境センター 施設担当

電話番号 018-839-4816